

議題 2

資料 ページ	内容	説明内容
1	表紙	(1) 小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練についてご説明いたします。
2	特定教育訓練の概要	<p>令和6年4月1日の船員法改正により創設された、特定教育訓練とは、北海道知床における事故を受け、二度とこのような痛ましい事故が起きないように、また、誰もが安心して旅客船を利用できるよう、船員の資質向上を図るための対策の一つとして、新たに小型旅客船の船舶所有者に義務付けることとしたもので、小型旅客船の船舶所有者が、小型旅客船に初めて船長や甲板員等として乗り組ませる者を対象に、船舶の航行する水域の特性に応じた操船や運航基準の理解など、運航水域固有の内容に関する社内訓練を実施するものです。</p> <p>特定教育訓練の対象となる船舶は、小型旅客船であって、具体的には、海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶です。</p> <p>旅客定員や、定期・不定期にかかわらず、20トン未満の船舶で人の運送をする船舶運航事業を行うものが対象となります。</p> <p>また、従来、船員法では「総トン数5トン未満の船舶」や「湖、川又は港のみを航行する船舶」には適用がありませんでしたが、特定教育訓練に限り、これらの船舶のうち旅客の輸送の用に供する小型船舶については、従前からの船員法適用船舶と同様、乗組員の資質向上を図ることが重要であることから、改正法第118条の5において、「特定小型船舶」として、義務づけの対象となっておりますのでご注意ください。</p> <p>特定教育訓練の実施義務は、原則として、対象となる船舶の船舶所有者に課されますが、船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人、これらの者以外が船員を使用する場合はその者となります。</p> <p>したがって、船舶を傭船して事業を行う場合には、傭船して事業を行っている者が訓練を実施する必要があります。また、船員派遣の場合には、派遣された船員を使用している者が訓練を実施する必要があります。</p>

		<p>船員法が適用されない特定小型船舶の場合については、該当船舶の所有者、船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人となり、船員法適用船と異なり、乗組員の雇用契約は関係しません。</p> <p>次に対象者です。対象者は施行日である令和6年4月1日以降、新たに、船長、甲板員、その他乗組員として乗り組ませる者です。</p> <p>特定教育訓練における甲板員とは、見張りなどの運航の補助を行う者、その他乗組員とは、サービス要員やガイドさんなどで、旅客の避難誘導など輸送の安全の確保に関する業務を行う者となります。</p> <p>また、特定教育訓練は、運航予定の航路ごと、乗り組ませる予定の船舶ごとにその特性を踏まえた訓練を実施するものです。このため、令和6年4月1日時点で、既に船長などで乗り組んでいる者にあつては、引き続きその職務で乗り組む場合、基本的に訓練を実施する必要はありませんが、3年以上の離職があつた場合のほか、船舶所有者、若しくは船舶の変更があつた場合は訓練を実施する必要があります。</p> <p>訓練の実施内容は、運航水域の特性、緊急時対応、実船実水（いわゆる実技）訓練となります。具体的な内容は7ページでご説明します。</p>
3	訓練のポイントと流れ	<p>次に特定教育訓練のポイントです。</p> <p>特定教育訓練は、運航する水域固有の内容について「講義形式」と「実技形式」の2部構成となっており、また、水域ごとの特性を踏まえた過不足のない訓練とするため、4つのグループごとに訓練時間・回数を設定しています。</p> <p>特定教育訓練のステップを資料中段に示しておりますが、まず、船長になろうとする場合には、座学相当の訓練実施前に、運航水域において甲板員などとして小型旅客船に乗り組んだ経験を有することが一部の水域に限って必要になります。</p> <p>これはいきなり船長候補として回数をこなす訓練を行うのではなく、気象海象条件などが厳しい一部の海域における船長候補には、一定程度、甲板員などとして小型旅客船に乗り組む期間を経ていただくこととしているものです。</p> <p>その後、その経験により得られた知識・経験が、船長候補として集中的な訓練を実施する段階に達しているかどうかを確認します。</p> <p>確認後のステップは、すべての訓練対象者共通のものとなりますが、座学相当の訓練と、実船実水訓練、つまり、実際に乗り組む予定の船に乗り組んで、実際に航行する水域で行う実技訓練に移行します。</p>

		<p>実船実水訓練終了後は、訓練の総仕上げとして、習得した知識と経験が乗組員の職務に従事するに当たって必要十分なものとなっているかを指導者の他、他の船長や運航管理者など複数名が評価し、合格すれば、その職務として小型旅客船に乗り組ませることができます。</p> <p>また、資料の下に記載しているとおおり、訓練を実施した記録を作成し3年間保存すること、訓練終了時には、特定教育訓練の実施義務者である船舶所有者が、実施した訓練の内容と習得した知識と経験が乗組員の職務に従事するに当たって必要十分なものとなっているか、その確認を行う必要があります。</p>
4	グループ分け	<p>次に、特定教育訓練のグループ分けについてです。</p> <p>上の表のとおり、運航の態様に応じて4つのグループに分けられます。グループは、グループ1から3の沿海区域とグループ4の平水区域とで大きく分けられます。</p> <p>さらに、グループ1から3の沿海区域を表の下にある3つの指標（陸からの離岸距離・航行時間・水温）によって区分しています。</p> <p>グループが上になるほど、水温が低く、より遠い海域で、長い時間航行する運航形態となり、気象海象条件などが厳しい海域として、それに比例した訓練時間や回数が設定されています。</p> <p>九州管内に絞って見てみますと、通年運航する場合、地図上の緑のラインが引かれているところを境に、北側は水温要件②の10℃以上15℃未満となり、離岸距離、航行時間に応じてグループ1～3のいずれかに区分されます。</p> <p>南側は年間通して15℃以上の水温であるため、離岸距離、航行時間に応じてグループ2・3のいずれかに区分されます。</p> <p>平水区域のみを運航する航路であれば、水温、航行時間にかかわらずグループ4となります。</p> <p>ここでの最低水温については、議題1の救命いかだ等の搭載要否の際に参考とする最低水温要件と同じものになります。</p>

5	グループ分け (確認方法)	<p>通年運航とは異なり、季節運航する場合、資料左側の海域早見マップ又は、本資料にはありませんが、海面水温早見表により航行する区域における運航期間中の運航海域の最低水温を確認し、グループ1～3のいずれに該当するかを判断してください。</p> <p>また、運航する航路の航行区域については、JCIホームページの航行区域検索ページにより確認することができますので、ご活用ください。</p>
6	訓練の流れ (船長候補の例)	<p>次のページでは、船長として乗り組むにあたって必要な特定教育訓練の流れを例示しております。</p> <p>グループ1と2では運航水域における乗り組み経験と乗り組み経験にかかる確認テストが必要となります。</p> <p>その後、全グループ共通して、講義形式と実技形式による訓練、効果測定を実施します。効果測定に合格し、船舶所有者が訓練終了を確認でき次第、船長として乗り組むことが可能となります。</p> <p>なお、資料左側に記載しているグループ1と2の乗り組み経験に関する「特例措置」については、10ページでご説明します。</p>
7	訓練の具体的内容	<p>次は、特定教育訓練の具体的内容です。</p> <p>訓練は大きく講義と実技に分かれており、講義では、「運航水域の特性に関する事項や運航基準、緊急時の対応」を内容とし、実技では、実際に運航する水域で、実際に乗り組む予定の船舶によって運航可否判断から実際の操船などを実施していただきます。</p> <p>それぞれの時間と回数は、船長候補、甲板員候補、その他乗組員候補によって所要数が定められていますが、あくまで最低限の訓練回数・時間になりますので、効果測定に合格するまで必要に応じて講義訓練を繰り返し行っていただくこととなります。</p>

8	実船実水訓練実施に当たっての留意点	<p>次に、実船実水訓練実施に当たっての留意点です。</p> <p>1つ目は、1日に極端に集中して実施することがないようにすることです。これは、日によって気象海象が異なりますので、様々な状況下において訓練を行っていただく必要があるとの趣旨によるものです。</p> <p>2つ目は、運航シーズンの中で、特にリスク要素が多いと考えられる時季、時間帯がある場合には、その時季・時間帯で訓練を実施することです。</p> <p>3つ目は、夜間運航が想定される場合は、夜間での訓練を実施することです。</p> <p>4つ目について。  実船実水訓練は、原則として営業運航外において実施いただくことになっておりますが、航行の安全に支障の無い範囲であれば、営業運航中であっても一部の訓練において実施は可能となります。</p> <p>ただし、この場合、図に示してあるとおり、訓練対象者は、船員法第 69 条及び第 70 条で定められた運航に必要な定員には含めることが出来ませんのでご注意ください。</p>
9	乗り組み経験に関する留意事項①	<p>次のページでは、グループ 1・2 における訓練実施前の運航航路の海域における乗り組み経験に関する留意事項をガイドラインより抽出して掲載しております。</p> <p>必要となる運航航路の海域での乗り組み経験について、グループ 1 と 2 でそれぞれ「相当の回数」の乗り組み経験が必要となり、当該乗り組み経験により得られた知識・経験がその後の集中的な訓練を実施する段階に達しているかどうかを船舶所有者が確認する必要があります。</p> <p>相当の回数、乗り組んだ経験については、資料中段にお示ししております。</p>
10	乗り組み経験に関する留意事項②	<p>次に、運航航路の海域についてですが、運航予定の航路と概ね同じ航路となり、概ね同じ航路の判断については、出入港、主要経路、主要ポイント、通過点と同じ等により判断いたします。</p> <p>乗り組み経験として認められる小型旅客船とは、訓練対象船舶が 5 トン以上の小型旅客船の場合は、5 トン未満の特定小型船舶を除いた小型旅客船における経験とし、5 トン未満の特定小型船舶の場合は、特定小型船舶を含む 20 トン未満の小型旅客船に乗り組んだ経験となります。</p> <p>次にやむを得ない事情により運航航路の海域での乗り組み経験を有する者を確保できない場合の特例についてです。</p>

		<p>具体的なケースとしてあげられている、新規参入、新規航路への就航などに該当するケースがあるかと思えます。この場合、右側に記載のとおり、輸送の安全を確保する観点から必要と考えられる代替措置を講じたうえで、運航航路の海域での乗り組み経験の省略が可能となります。</p> <p>代替措置の内容は、実船実水訓練の回数を所要数の2倍、運航予定期間のうち、当該海域における最も厳しい時季を含めて実施します。</p> <p>また、新規参入に限っては、安全管理体制の整備として、出航判断における地元漁業者、通船事業者等による助言を受けられる体制の整備と助言の結果の記録・保存が必要となります。</p>
11	事業者内に指導に適した者がいない場合の措置	<p>次のページでは、全グループ対象の講義・実技について、事業者内に訓練指導に適した者がいない場合の措置について、ガイドラインより抽出して掲載しております。</p> <p>事業者内に訓練指導に適した者がいない場合は、概ね同じ航路の他事業者、地域の協議会、漁業従事者、小型船舶教習所などで当該水域において2年以上の経験を有する小型船の船長相当の者に対し、運航航路の特性、操船や避難港等の指導を依頼し、訓練を実施します。</p> <p>外部指導者による訓練で網羅できない部分がある場合や、そもそも外部指導者がいない場合については、出航港のできるだけ近い海域における他事業者等の船長相当のものから、必要な情報を得て、自ら実施します。</p> <p>実船実水訓練については、船舶所有者と第3者が同乗し、訓練を実施します。なお、第3者については、所要訓練回数の1/5以上を定期的に同乗してもらう必要があります。</p> <p>効果測定の評価については、船舶所有者及び第3者が同乗し、複数回の効果測定を実施します。</p> <p>いずれの回も、船舶所有者が同乗することに加え、実船実水訓練に定期的に同乗した第3者に外部評価者として効果測定時にも引き続き同乗してもらい、小型旅客船の船長としての適性について、評価者自らの経験を踏まえて評価していただきます。</p> <p>外部評価者による評価で合格した場合に限り、船舶所有者が責任を持って総合評価をすることになります。</p> <p>船主船長のみで運航を行おうとする新規事業者などが該当するケースが想定されますので、同様のケースに該当する可能性のある事業者におかれては、十分にご確認いただければと思います。</p>

12	お役立ち情報	<p>最後に、お役立ち情報として、国土交通省 HP に特定教育訓練に関する専用ページが設けられておりますのでご紹介いたします。</p> <p>こちらのサイトには、特定教育訓練に関するガイドラインや訓練時に使用できる教材のひな形、訓練実施記録簿のひな形などを掲載しております。</p> <p>船員法適用船舶の雇入れ手続きの際に、新たに雇い入れられる船長、甲板員等がいる場合は、訓練実施記録簿により訓練実施の有無を確認した上で届出書を受理することになります。</p> <p>当サイトには訓練実施記録簿の記載例も掲載しておりますので、ぜひご活用いただき、円滑にかつ確実に訓練を実施いただければと存じます。</p> <p>特定教育訓練に関する説明は以上となります。</p>
13	表紙	<p>(2) 救命いかだ搭載船舶における救命艇手の選任についてご説明いたします。</p>
14	救命艇手の選任について	<p>救命艇手の選任については、従前から船員法第 118 条において省令の定める船舶について、省令の定める員数の救命艇手適任証書を受有した救命艇手を選任することが義務づけられております。</p> <p>選任が必要な船舶とは、救命艇手規則第 1 条において、船員法適用船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶以外の①（旅客定員 13 人以上の）旅客船、②旅客船以外の最大搭載人員 100 人以上の船舶とされております。</p> <p>省令の定める員数は、救命いかだ 1 つにつき 1 人となっており、乗組員のうち、救命艇手適任証書又は限定救命艇手適任証書を受有している者でなければなりません。</p> <p>今般、安全設備の義務化に伴い、救命いかだを搭載することとなる船舶においては、最大搭載人員を収容できる救命いかだの搭載数に応じた救命艇手を乗組員の中から選任していただくこととなります。</p> <p>一方で、救命艇手の選任が不要なケースも資料下段にお示ししております。</p> <p>不要な例として、救命設備のうち、改良型内部収容型救命浮器を搭載する場合、旅客定員 12 人以下の船舶に救命いかだを搭載する場合、船舶検査証書上の航行区域が平水区域である船舶の場合、こちらには掲載</p>

		<p>しておりませんが、そもそも救命艇又は救命いかだの搭載が不要な船舶は選任が不要となります。</p> <p>救命艇手の選任が不要となっている、旅客定員12人以下の船舶又は船舶検査証上の航行区域が平水区域である船舶であっても、救命いかだを搭載する場合には、緊急時でも慌てずに取り扱うことができるよう、あらかじめ使用方法を確認しておくことが重要です。</p>
15	救命艇手資格認定について	<p>次のページでは、救命艇手、限定救命艇手の資格認定要件と申請方法をお示ししております。</p> <p>現在、救命艇手の資格認定を受けられていない乗組員の方がおられる場合は、こちらを参考に最寄りの地方運輸局、支局、海事事務所に申請書をご提出ください。</p> <p>認定までには1週間～10日ほどかかる場合がありますので、期間に余裕を持って、計画的に申請していただくことをおすすめします。</p> <p>救命艇手の選任に関する説明は以上となります。</p>